

福山市日本語初期指導教室運営業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、福山市立小・中・義務教育学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒（日本国籍の児童生徒も含む。）（以下「児童生徒等」という。）が、日本の学校生活に適応し、授業が理解できるようになるため、入学・編入学時に日本語初期指導教室において語学指導等（以下「初期指導」という。）を行うもの。また、初期指導修了後も継続的に支援するため、児童生徒等の在籍校において、巡回指導や日本語指導担当者に対する研修等を行うもの。

2 業務概要

- (1) 業務名称：福山市日本語初期指導教室運営業務委託
- (2) 業務場所：旧福山市立郷分幼稚園（福山市郷分町1434）
- (3) 業務内容：福山市日本語初期指導教室運営業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間：契約締結日から2026年（令和8年）3月31日（火）まで

3 委託費

委託費の上限は14,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
なお、見積額が委託費の上限を超過した場合、12の失格条件に該当し、失格とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、高度かつ専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く募集し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものである。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、児童生徒等及びその保護者等を対象にした日本語指導に関する実績を有すること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎13階）
福山市教育委員会事務局学校教育部学びづくり課
電話：084-928-1183（直通）
FAX：084-928-1737
E-mail：manabizukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項目	日程
公告	2025年（令和7年）4月15日（火）
実施要領等の配布期間	2025年（令和7年）4月15日（火）から 同年4月30日（水）午後5時まで
質問書の受付期間	2025年（令和7年）4月15日（火）から 同年4月22日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限	2025年（令和7年）4月24日（木）まで
参加申込書の受付期間	2025年（令和7年）4月15日（火）から 同年4月30日（水）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2025年（令和7年）5月2日（金）
企画提案書等の受付期間	2025年（令和7年）5月2日（金）から 同年5月14日（水）午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	2025年（令和7年）5月16日（金）予定
結果通知	2025年（令和7年）5月20日（火）予定

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から2025年（令和7年）4月30日（水）まで（ただし、福山市の休日
を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除
く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

（1）に同じ。

ウ 配布方法

（1）で交付又は福山市ホームページ
(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) に掲載

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

公告の日から2025年（令和7年）4月22日（火）午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問書（様式1）を学びづくり課宛てに電子メールで提出すること。

※質問書を提出した場合、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※メール件名は「福山市日本語初期指導教室運営業務委託に係る質問書」とするこ

と。

ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2025年（令和7年）4月24日（木）までに福山市ホームページに適宜掲載する。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2025年（令和7年）4月30日（水）まで（福山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、郵送の場合、2025年（令和7年）4月30日（水）午後5時必着となるため、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を各1部提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、ア～サ以外に追加書類を求める場合がある。

（オ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア 福山市日本語初期指導教室運營業務委託に係る公募型プロポーザル受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 実績報告書（様式4）

過去5年以内の本業務又は本業務に類似する業務の実績の概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等）を添付すること（写し可）。

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前に1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

※公益法人、NPO法人、社会福祉法人、組合等については、上記に準ずる書類を提出すること。

オ 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（登記がある場合のみ、写し可）

カ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式5）を提出すること。）

キ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合）

コ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長等の代表者以外に委任する場合）

サ 誓約書（様式8）

シ 封筒（長形3号・410円切手を貼付したもの）

参加資格確認結果通知送付用（速達）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

（1）参加資格確認結果の通知

2025年（令和7年）5月2日（金）

※ 参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

（2）参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

・参加申込書の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

（1）受付期間

2025年（令和7年）5月2日（木）から5月14日（水）まで（福山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

（2）提出場所

6（1）に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、郵送の場合、2025年（令和7年）5月14日（水）午後5時必着となるため、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（4）提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式9） 1部

イ 企画書 8部（正本1部、副本7部）

企画書は、A4サイズ10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは11ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語とし、福山市日本語初期指導教室運営業務委託仕様書及び別表「福山市日本語初期指導教室運営業務委託 評価基準・評価項目」内「2 企画提案書」を踏まえて作成すること。企画書内に必ず想定する運営体制図及び人員配置を記載すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書（様式10） 1部

内訳も含めて記載すること。なお、様式10による内訳の記載が難しい場合は、別紙の任意様式による提出も認める。

なお、本市が必要と認める場合は、ア～ウ以外に追加書類を求める場合がある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、福山市日本語初期指導教室運営業務委託事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行うこととする。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価・採点し、審議の上、選定する。

(1) 選考方法

- ア 評価委員会が評価基準書に基づき、企画提案書による審査を行う。
- イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決により順位を決定する。
- エ 評価点の合計が全体の60%未満の場合は、受注候補者として選定しない。
- オ 参加者が1者のみであっても、評価点の合計が全体の60%以上であれば受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 審査

ア 実施日

2025年(令和7年)5月16日(金) (予定)

イ 実施方法

別表の評価項目によるプレゼンテーション審査を実施。なお、プレゼンテーション審査の詳細は、参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

ウ 企画提案の所要時間

1提案者あたり30分以内(プレゼンテーション20分及び質疑10分)

(4) 結果通知

2025年(令和7年)5月20日(火)までに、企画提案書提出者全員に選定結果を通知する。なお、受注候補者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、契約締結後、福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

(6) 企画提案書の提出者がいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9(4)で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費の上限を超過した見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。また、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとするが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を学びづくり課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画が変更又は中止となる場合があり、その場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (15) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われることについて、本市と協議の上、許可を得たものについては業務の一部を委託することができるものとする。
- (18) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令に基づき、その取扱いには十分留意

し、漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(19) 受注者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは業務終了後も同様とする。

(20) 受注候補者が、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内において、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

項目		評価の視点	配点
1 業務実施面			
1	資格要件 (取得資格)	管理者および担当者に本業務に有効な専門能力・資格等を保持していると認められるか。	/10
2	専門技術力 (実績)	類似業務の実績を有しているか。	/10
3	専任性 (手持ち業務量)	担当者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。	/5
4	実施体制の的確性 (予定担当者又は技術者の動員計画)	期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。	/5
2 企画提案書			
(1) 配置計画及びスケジュールについて			
ア	企画提案書の内容	業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か。	/5
(2) 日本語初期指導教室の運営について			
ア	日本語初期指導教室の理念	日本語初期指導教室開設の趣旨を踏まえ、独自性があり、効果の期待ができる提案がなされているか。	/5
イ	日本語初期指導教室指導員の保有、対応できる言語及び雇用形態	事業実施のために適切な人材を配置できる体制になっているか。	/5
(3) 各学校の日本語指導担当者に対する巡回指導、研修について			
ア	日本語指導担当者に対する巡回指導	日本語指導担当者に対する巡回指導の内容や体制が、効果の期待ができるものになっているか。	/5
イ	日本語指導担当者に対する研修	日本語指導担当者に対する研修の内容や体制が、効果の期待ができるものになっているか。	/5
(4) 学校や教育委員会事務局との連携について			
ア	学校や教育委員会事務局との連携	学校や教育委員会事務局との円滑な連携が可能な体制が確保されているか。	/5
(5) 緊急時対応について			
ア	急な欠員	日本語初期指導教室指導員の急な欠員が発生した場合、迅速な対応が可能な体制が確保されているか。	/5
イ	児童生徒等、教員、保護者との間のトラブル	児童生徒等や教員、保護者との間にトラブルが発生した場合、適切な対応が可能な体制が確保されているか。	/5
ウ	業務中の事故	業務中に日本語初期指導教室指導員が関係する事故が発生した場合、迅速な対応が可能な体制が確保されているか。	/5
エ	緊急時対応・危機管理の対策・指導	日本語初期指導教室指導員に対する緊急時対応・危機管理等の対策・指導が適切か。	/5
(6) 効果検証について			
ア	効果検証方法	日本語初期指導教室指導員による効果検証方法が適切か。	/5

3 見積額の評価			
1	見積価格	見積額により採点	/5
4 その他			
1	上記以外の提案	上記以外の内容で、本市の委託業務における効果が上がる機能等の提案がある。	/10
合計			100点 満点